

町営住宅入居者募集

町営住宅第2黒坂団地の入居者を次のとおり募集します。
住宅の名称 町営住宅第2黒坂団地

所在地 日野町黒坂1199番地
規模・構造 木造平屋建、2DK

募集戸数 1戸
月額家賃 1万8800円（3万1100円（所得に応じた変わります））
敷金 家賃の3か月分
入居予定日 10月上旬
入居資格 次の条件を満たす人

町内に住所または勤務場所を有する人、町内に住所または勤務場所を有することが確実な人

月額所得20万円以下の人
同居または同居しようとする親族がある人（60歳以上の人および心身に障害のある人で同居親族がない人も含む）
現に住宅に困窮している人
町税を滞納していない人
申込方法 次の書類を役場産業振興課へ提出してください。
申込書（産業振興課にあり

ます。）

入居者全員の所得証明書または源泉徴収票

入居者全員の住民票

申込期限 10月3日（火）

問合せ 役場産業振興課

担当 山懸 電話72 2101

年金記録相談を特別強化

社会保険庁では、平成9年1月に年金制度間に共通する基礎年金番号制を導入し、それまで加入していた国民年金、厚生年金などの年金手帳記号番号を基礎年金番号に収録する作業を進めることにより、各年金制度を通じた記録の整理と年金相談の充実に取り組んできました。

また、年金を請求する人の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、58歳到達者に対する年金加入記録の通知、裁定請求書の事前送付サービスや、インターネットによる年金加入記録の即時提供など、年金加入記録の積極的な提供にも取り組んできました。

このたび、自分の年金記録に少しでも不安や疑問のある皆さんに対して、年金記録を

確認いただき、疑問にお答え

するため、12月末まで年金記録相談の特別強化体制をとることとしました。この機会にご利用ください。

年金記録相談窓口 米子社会

保険事務所（米子市西福原2

1 34、電話0859 34

6111）

司法書士無料法律相談

県司法書士会では、無料法律相談を次のとおり開きます。多重債務でお困りの方や、相続、登記などの相談など、幅広く受け付けます。お気軽にご利用ください。

日時 10月4日（水）午前10時～午後4時

場所 山村開発センター2階研修室

相談内容 簡易裁判所訴訟代理、裁判外の和解、クレジツ

ト・サラ金などによる多重債務、相続・売買などの不動産

登記、会社設立・役員変更などの商業登記、高齢者の財産

管理、成年後見など司法書士の業務に関する相談。

相談無料

問合せ 県司法書士会（鳥取

日野高豆腐

商品紹介

「日野高シヨップ」での定番商品のひとつ、日野高豆腐です。1個50円で販売しています。毎回約50個近く販売しますが、いつも売り切れてしまいます。

良い材料を使っている 値段が安いのが自慢の「もめん豆腐」です。ぜひ、お試しください。

また、この豆腐を作るときにできる

「おから」は先着順で（豆腐以外の買い物でも可）皆さんに無料でお配りしています。



出雲街道根雨宿一番館 日野高シヨップ

日時 10月14日（土）午前10時～午前11時30分まで
場所 出雲街道根雨宿一番館前（根雨）
販売品 野菜（ナス、ピーマン、甘長）
加工品（ケチャップ、豆腐、味噌、苺ジャム又は梨ジャム）
草花（未定）

問合せ 日野高等学校 担当 農業科 西村、藤原（電話72 0365）



10月の販売メンバーです。よろしくお願ひします！

市西町1丁目314 1、電話0857 24 7013)

無料調停相談会

米子地区調停協会では、民事・家事調停委員による無料調停相談を次のとおり開きます。お金や土地・建物のトラブル、夫婦間の問題や遺産相続などの家庭内でのめめごとについて、調停委員が調停手続きの利用に関する相談に応じます。お気軽にご利用ください。

日時 10月11日(水)午前10時～午後3時

場所 米子会場 米子市公会堂2階(米子市角盤町2-61)、境港会場 境公民館(境港市湊町1)

相談無料

問合せ 鳥取地方裁判所米子支部庶務課(電話0859 22 2205)

食の知っ得講座

鳥取農政事務所では、毎日の食生活の中での「この食べものは安全なのか?」「この食品表示は信用できるのか?」といった食についての疑問に

答えるため、希望日時に職員などを無料で派遣する「食の知っ得講座」を行っています。利用方法 講座一覧から受講したい講座を選んで、10人程度以上のグループを作る。

(自治会、PTA、消費者団体などのほか、新たに作ったグループでもかまいません) 会場を確保する。(確保が難しい場合はお気軽にご相談ください)

鳥取農政事務所まで申込む(その際、希望の講座名、日時、参加人数などをお知らせください)

講座一覧 よくわかる食品安全 〓間違いだらけの食品安全の「常識」 よくわかる食品安全 〓食品安全行政の新たな動き よくわかる農業に関する安全性の確保 よくわかる食品のトレーサビリティ よくわかる食品の表示 気をつけてますか? 毎日の食事 〓食事の栄養バランスと私たちの健康 〓家庭でできる食中毒予防 〓微生物による食中毒とその予防策

申込み・問合せ 中国四国農政局 鳥取農政事務所地域課(米子市蚊屋91 3、電話0859 27 1721)

事業所・企業統計調査にご協力を
10月1日(日)に事業所・企業統計調査を行います。調査対象は、町内にある全ての事業所・企業です。統計調査員が伺いますのでご協力をお願いします。 問合せ 役場総務企画課 担当 吉川(電話72 0331)

ごみの野外焼却(野焼き)は禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、廃棄物の野外焼却(野焼き)は一部の例外を除き禁止されています。

焼却禁止の例外

- 河川や道路清掃作業で出た草木の焼却 ●草取り・庭木のせんていで出た草木の焼却 ●稲わらや農作業で刈り取った雑草、伐採した木の枝、魚網に付着した海産物の焼却 ●とんど焼きなどの行事を行うための焼却 ●暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー

野焼きはダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になります。ごみは、一般家庭は町の収集日に決められた場所に出し、事業者は、業者へ委託などして、適正に処分をしましょう。

焼却禁止の例外であっても、焼却によって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしてしまうこともあります。

このため、畑や庭から出た草木はなるべく次のように処理し、ご近所の迷惑にならないようお願いします。



草木の処理方法

- 焼却はしないで、なるべく土に返す ●よく乾かして、燃えるごみとして収集日に出す ●やむを得ず燃やす場合は、よく乾かし、ご近所の理解を得て、迷惑にならないようにする。

紙を燃やしてもダイオキシンは発生します。たき付けには、なるべく紙を使わないようにしてください。

風呂たき、炭焼き窯、薪ストーブでもごみを燃やすことは禁止です。

焼却禁止に違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。